平成２９年（フ）第３３号
大阪府藤井寺市青山１丁目３番36号
破産者　中野　千賀
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
堺市南区赤坂台５丁９番12号
破産者　北野　國博
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
大阪府藤井寺市沢田３丁目10番18―105号、前住所大阪府羽曳野市西浦1596番地の12
破産者　中口　誠二
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
岡山県美作市中谷1179番地
破産者　山田　正幸
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第５７９号
広島県東広島市八本松町原8856番地６
破産者　寺岡　保從
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５２号
広島市東区中山西１丁目８番17―28号
破産者　Ｃａｐｒｉｃｉｏｕｓ　Ｃａｔこと　板垣　勝也
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２６号
徳島県板野郡上板町瀬部904番地１
破産者　山杉　充夫
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８１号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内154番地２、旧住所徳島県名西郡石井町石井字城ノ内305番地４
破産者　藤井　照代
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第５地割20番地25
破産者　山蔭　惠子
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６号
福島県郡山市久留米４丁目125番地の３　アビタシオンＡ101号
破産者　長谷川ユキ子
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１５２９号
横浜市青葉区千草台19番地８　サンシャインＡ棟202号
破産者　井上雄二郎
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６０号
横浜市青葉区大場町156番地34
破産者　堤　　誉
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８２号
神奈川県鎌倉市台３丁目３番１号
破産者　山田真基子
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７８号
東京都西多摩郡檜原村4040番地１（臼杵山真言宗天光寺内）、開始決定時の住所神奈川県海老名市河原口２丁目28番14号　コーポあらい203号室
破産者　荒井　一雄
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８１号
神奈川県高座郡寒川町岡田891番地１　参番館203
破産者　宮田　浩次
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８９号
横浜市神奈川区栄町17番地４　コーポレートヨコハマポートサイド1207号
破産者　添田　悦子
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９０号
横浜市神奈川区栄町17番地４　コーポレートヨコハマポートサイド1207号
破産者　添田　啓亮
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３７号
横浜市中区打越80番地15　ヒルズ石川町202号室
破産者　川村　　拓
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６２号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑782番地３－１－1105号ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ
破産者　松本麻衣子（旧姓西田）
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部